

第1回 伊賀市学校みらい構想検討委員会 事項書

日時：2023(令和5)年12月20日(水)

午後1時15分

場所：伊賀市役所4階 庁議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員・職員紹介
- 5 伊賀市学校みらい構想検討委員会について
- 6 委員長・副委員長の選出
- 7 委員長・副委員長あいさつ
- 8 検討委員会への諮問
- 9 議事
 - (1) 伊賀市の小中学校の現状について
 - (2) 伊賀市学校みらい構想基本計画について
 - (3) 今後の望ましい教育環境について
 - (4) 伊賀市学校みらい構想検討委員会の進め方（スケジュール）
- 10 その他
 - (1) 【第2回 伊賀市学校みらい構想検討委員会】
開催日時：2024（令和6）年 月 日（ ）
 - (2) 委員連絡先（mail）について
教育総務課代表メール kyoui-soumu@city.iga.lg.jp

資料一覧

- 事項書
- 検討委員会委員名簿
- 伊賀市学校みらい構想検討委員会設置要綱
- 資料1 伊賀市の小中学校の現状について
 - ① 人口の推移
 - ② 児童生徒数の推移
 - ③ 校区再編の経緯
 - ④ 市立小学校・中学校の名称及び位置
 - ⑤ 令和5年度以降10年間の小中学校児童生徒数推計
 - ⑥ 学校別学年学級数の推計
 - ⑦ 学校施設の現状
 - ⑧ 学校教育の取組
- 資料2 伊賀市学校みらい構想基本計画について
- 資料3 今後の望ましい教育環境について
- 資料4 伊賀市学校みらい構想検討委員会の進め方(スケジュール)

参考資料

- 伊賀市における校区再編の取組みにについて

伊賀市学校みらい構想検討委員会委員名簿

任期：2023（令和5）年12月20日から所掌事務が完了する日まで
（設置要綱第4条第2項）

区 分		所 属	氏 名	備 考
1	1号委員	学識経験者	三重大学大学院地域イノベーション学研究科准教授	水木 千春
2	1号委員	学識経験者	元上野高等学校長	土肥 稔治
3	2号委員	小学校のPTAを代表する者	伊賀市PTA連合会	今岡 亜彌
4	3号委員	中学校のPTAを代表する者	伊賀市PTA連合会	佐々木 綾
5	4号委員	小学校長を代表する者	伊賀市校長会（上野西小学校長）	森永 宏
6	5号委員	中学校長を代表する者	伊賀市校長会（霊峰中学校長）	福岡 順子
7	6号委員	地域を代表する者	上野地区住民自治協議会代表者会議	松生 龍治
8	6号委員	地域を代表する者	柘植地域まちづくり協議会	村主 憲一
9	6号委員	地域を代表する者	島ヶ原地域まちづくり協議会	川北 和一
10	6号委員	地域を代表する者	阿山地区住民自治協議会連絡会	田中 康裕
11	6号委員	地域を代表する者	阿波地域住民自治協議会	築田 マリ子
12	6号委員	地域を代表する者	青山住民自治協議会会長連絡会議	上田 康則
13	7号委員	関係団体を代表する者	伊賀市教育委員	野口 徹
14	7号委員	関係団体を代表する者	就学前児童保護者（白鳳幼稚園保護者会）	田島 志保里
15	7号委員	関係団体を代表する者	就学前児童保護者（新居保育所保護者会）	今村 慶子
16	8号委員	市民からの公募による者		川島 麻衣子
17	8号委員	市民からの公募による者		福岡 光善
18	9号委員	市長が必要と認める者	元伊賀市教育行政評価委員	加納 圭子

事務局

教育委員会教育長	谷口 修一
教育委員会事務局長	滝川 博美
教育委員会事務局教育総務課長	川北 喜道
教育委員会事務局学校教育課長	茶本 康一
教育委員会事務局教育総務課政策係長	藤岡 史江
教育委員会事務局教育総務課政策係主任	藤山 善之

伊賀市学校みらい構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域の実情を踏まえた教育環境の改善及び充実にを図ることを目的に、市内の公立小学校及び中学校のふさわしい規模、配置、学校体系や教育環境のあり方を検討するため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、伊賀市学校みらい構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 学校みらい構想基本計画の策定に関すること。
- (2) 今後の望ましい教育環境に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校のPTAを代表する者
- (3) 中学校のPTAを代表する者
- (4) 小学校長を代表する者
- (5) 中学校長を代表する者
- (6) 地域を代表する者
- (7) 関係団体を代表する者
- (8) 市民からの公募による者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 専門的な事項について調査検討するため必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員会の同意を得て選任された者をもって構成する。
- 3 専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年9月29日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。